

通常の医療費控除

<重要なお知らせ>がありますので、必ず裏面をご確認ください。

令和8年度分 医療費控除の明細書

(令和7年中に支払った医療費等について記入してください。)

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㊷	円 ㊸	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊹	㊺

医療費の合計	A (㊷+㊸) 円	B (㊺+㊻) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A	申告書おもて面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㊸ 医療費控除」の「A 支払った医療費」に転記します。
保険金などで補てんされる金額		B	申告書おもて面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㊸ 医療費控除」の「B 保険金などで補てんされる金額」に転記します。
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)	C	
所得金額の合計額		D	申告書おもて面の「2 所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、別に定める方法で計算した金額を転記します。
D×0.05	(赤字のときは0円)	E	
Dと10万円のいずれか少ない方の金額		F	
医療費控除額 (E-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G	申告書おもて面の「4 所得から差し引かれる金額」の「㊸ 医療費控除」に転記します。

重 要 な お 知 ら せ

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合】

「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。（※領収書では医療費控除の特例は受けられません。）

医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、法定納期限の翌日から5年間、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。**

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

※ 令和4年1月以降、税制対象医薬品の範囲が拡充され、非スイッチOTC医薬品も一部対象となりました。

① 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※ 下記の「添付又は保管が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

② 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

市 税 薬 局

鹿児島店 TEL: 099-****-****
鹿児島市山下町****

■ 領収書 ■

2025年4月1日 12:00

★ゼイム EX ￥1,273

ズツウヤク60 ￥760

ハンドソープ ￥298

★カクティ胃腸薬MN ￥891

小計 4点 ￥3,222

合 計 ￥3,222

内消費税 ￥293

お預り ￥4,000

お 釣 り ￥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
市税薬局	ゼイム EX、カクティ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
〃	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

添付又は保管が必要な書類

●この「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）

●適用を受ける年度分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（法定納期限の翌日から5年間保管）

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

◎ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎ 特定健康診査の領収書又は結果通知表

（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

●特定一般用医薬品等の領収書（法定納期限の翌日から5年間保管）